

県内唯一のフルマソン大会(日本陸上競技連盟公認)

第2回 天草マソン大会

にご声援・ご協力を!

第2回天草マソン大会を開催します。コースは日本陸上競技連盟公認コースで、本渡運動公園前をスタートし、主に国道324号を通り、フルマソンは荅北町西川内で、ハーフマソンは五和町御領でそれぞれ折り返します。

当日は、駒澤大学陸上競技部監督の大八木弘明氏が出場選手の激励に訪れます。また、会場内では物産販売も行います。皆さんの温かいご声援をお願いします。

なお、大会の開催に伴い、右図のとおり車両の交通規制を行いますので、ご協力をお願いします。

■とき=11月25日(日)

■ところ=本渡運動公園(太田町)

スタート・フィニッシュ

■スタート時間=フルマソン…9:00

ハーフマソン…9:30

【問い合わせ先】天草マソン大会事務局

(本庁(別館)・社会体育課内)☎231111内線2526

交通規制図



城山公園の利用・通行規制のお知らせ

本渡中央北地区まちづくり交付金事業で整備する城山公園と天草切支丹館の工事を行うため、公園内の一部の利用規制と、市道城山公園線の通行規制(車両全面通行止め)を実施します。

皆様のご理解とご協力をお願いします。

【利用規制】

■区域・期間=下図のとおり。

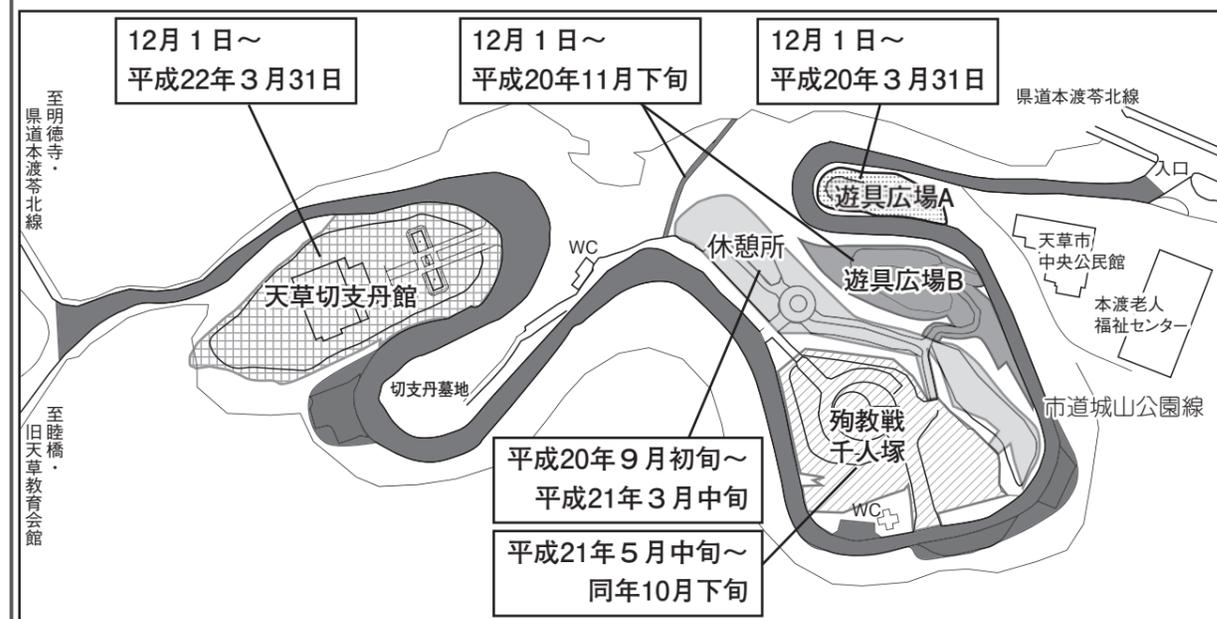
※工事区域ごとに利用規制期間を設けていますが、工事が済みしたい規制を解除します。

【通行規制】

■区間=市道城山公園線(下図参照)。

■期間=12月1日(土)~平成22年3月31日(水)の午前8時から午後6時まで

※日曜・祝日、お盆(8月10日~同17日)と年末年始(12月23日~翌年1月7日)、大型連休(4月27日~5月6日)は通行止めを解除します。



【問い合わせ先】本庁(別館)・都市計画課公園係(内線2628)

五和地区・上水道漏水調査にご協力を

市では、上水道の漏水を早期発見するため、上水道漏水調査(本管とメーターまでの給水管)を実施します。市から委託を受けた業者が身分証明書を携帯し、各戸を調査しますのでご協力をお願いします(調査は騒音の少ない夜間に行うこともあります)。

なお、調査に伴う費用を直接、市民の皆さんに請求することはありません。

▼調査区域II 五和町の一部(御領、大島、鬼池、手野、城河原)。

▼調査期間II 11月15日(土)から平成20年1月31日(木)まで。

▼委託業者II 株式会社フジ地中情報九州支店。

※詳細は本庁・水道課給水係(内線1297)または五和支所・産業建設課へ。

男女共同参画計画素案の公聴会を開催

男女共同参画審議会(市民

15人で構成)では、市長の諮問を受け、男女共同参画社会を実現するため、「男女共同参画計画」の策定に向けた協議を重ねています。今回、同審議会ですべての同計画の素案について市民の皆さんのご意見をお聞きするため、公聴会を下表の日程で開催します。なお、同素案は11月26日(土)から本庁・男女共同参画室または各支所・総務振興課で閲覧できます。

男女共同参画計画素案の公聴会日程

地区	とき	ところ
新和	11月27日(土)	13:30~新和支所2階会議室
有明		19:30~有明町民センター
御所浦	28日(日)	19:30~御所浦支所2階会議室
五和	29日(月)	19:30~五和農業情報センター
栖本	30日(火)	15:00~栖本支所2階会議室
本渡		19:30~天草市民センター第2会議室
天草	12月6日(水)	19:30~高浜公民館
倉岳	7日(木)	10:30~倉岳支所2階会議室
牛深		15:30~牛深支所2階会議室
河浦	19日(土)	9:00~河浦支所2階大会議室

年金情報

国民年金保険料は全額、所得控除の対象になります!

年内に納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」の対象となり、所得税や市・県民税を計算するときに納付した全額が控除されます。

社会保険庁では、10月1日までの国民年金保険料の納付額と、12月31日までの納付見込額を記載した「控除証明書」を11月上旬(10月2日から納め始めた人は来年2月)に送付します。

なお、保険料控除証明書や領収証を紛失したときは再発行できます。年金手帳や運転免許証など身分を証明するものを持参し、本渡社会保険事務所で申請してください。

【問い合わせ先】本渡社会保険事務所 ☎2154

ご存じですか? 家庭でゴミを燃やすことはできません

家庭などでのゴミの焼却はできません(右記の場合を除く)。これは、焼却するときにダイオキシンという化学物質が発生し、人体に悪影響を与えるほか、黒煙やにおいで、近所に迷惑をかけるため、法律で禁止されているものです。

違反した場合は、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金、またはこれらを併せて処される場合があります(法人の場合は1億円以下の罰金)。市内で検挙されたケースもあります。

ゴミの減量・資源化に努め、家庭でのゴミの焼却は絶対に行わず、ゴミステーションへ出すようにしましょう。

【問い合わせ先】

本庁・環境課廃棄物対策係(内線1273)/牛深支所・環境課/その他の支所・市民生活課

例外規定の一部

- 風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な焼却(例:どんどや)
- 農・林・漁業を営むためにやむを得ず行われる焼却(例:農業者が行う稲わらなどの焼却や林業者が行う枝などの焼却)
- 日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの(例:暖をとるためのたき火、キャンプファイヤー)
※軽微な焼却とは、煙の量やにおいなどが近所迷惑にならない程度の焼却です。
- 災害の予防または復旧のために必要な焼却(例:災害時における木くずなどの焼却)

※農業用のビニール類や防虫剤の袋なども焼却禁止です。また、薬品液剤のビン・缶などの容器はゴミステーションには出せませんので、購入した店にご相談ください。